

本学に入学を希望される皆様へ

令和 8 年 2 月  
滋賀大学教育学部  
滋賀大学大学院教育学研究科  
滋賀大学特別支援教育専攻科

## 「こども性暴力防止法」の施行に伴う本学の対応について

令和 6 年 6 月に「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」（以下、法という。）が成立し、令和 8 年 1 2 月 2 5 日に施行される予定です。

この法は、教育・保育などを行う事業者に対し、児童等(※)への性暴力を防止するための措置を講じることを義務付けるものです。法の施行により、学校園等における実習及び児童等と接する諸活動を行う学生に影響が生じることから、入学前にご確認いただきたい重要な事項をお知らせします。

※児童等とは、幼児、小学生、中学生、高校生等を指します。

## 記

### 1. こども性暴力防止法に関する留意点について

- ・法の施行日（令和 8 年 12 月 25 日を予定）以降、学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行う前に、実習施設から法に基づく「犯罪事実確認」（特定性犯罪前科(※)の有無の確認）が行われる可能性があります。この手続きを求められた場合、学生本人からこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
  - ・この手続において特定性犯罪前科が確認された場合、こども性暴力防止法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行うことができません。
- ※特定性犯罪前科とは、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等の性犯罪（成人に対する性犯罪を含む。）について、一定期間内（拘禁刑は刑の執行終了等から 20 年、執行猶予は裁判確定等から 10 年、罰金は刑の執行終了等から 10 年）の前科を指します。

### 2. 本学の対応について

- ・法に基づく犯罪事実確認の実施に関わらず、特定性犯罪前科があると判明した学生は対象事業者の学校等での教育実習等はできないものとします。
- ・学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行うことができない場合、本学を卒業（修了）することにより得られる教育職員免許状の取得要件を満たすことができません。
- ・教育学部、大学院教育学研究科及び特別支援教育専攻科において必修とする教育実習等の授業科目を修得することができない場合、本学の卒業（修了）要件を満たさず、卒業（修了）できない可能性があります。

- ・教育学部、教育学研究科及び特別支援教育専攻科の入学者には、入学手続の際に本件に関する「同意書」を提出いただくとともに、入学後、学校園等における実習及び児童等と接する諸活動に参加する前に特定性犯罪前科がない旨を誓約いただきますので、ご承知おきください。

※これらの書類及び取得情報は、「国立大学法人滋賀大学における学生・保護者等に係る個人情報の取扱いについて」に基づき、適切に取り扱います。

**【参考】** こども性暴力防止法について

制度の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

[本件に関するお問い合わせ先]

滋賀大学 教育学部教務係

TEL 077-537-7707

E-mail : kyomu@edu.shiga-u.ac.jp